

瀬戸市告示第 28 号

令和 4 年瀬戸市告示第 75 号（地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 27 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
2 指定納付受託者に納付させる歳入等		2 指定納付受託者に納付させる歳入 (1) <u>保育料</u> (2) <u>市営住宅家賃、春雨墓苑環境整備料等の公の施設の使用料及び宮前地下街店舗使用料、道路等占用料並びに瀬戸市財産条例（昭和 39 年瀬戸市条例第 12 号）第 10 条の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料</u> (3) <u>し尿処理手数料、瀬戸市手数料徴収条例（平成 12 年瀬戸市条例第 12 号）別表に規定する手数料及び図書館資料複写手数料</u> (4) <u>瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和 42 年瀬戸市規則第 21 号）第 22 条の規定による普通財産の貸付料及び貸付金の元利償還金</u> (5) <u>介護保険料（普通徴収に限る。）</u> (6) <u>後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る。）</u>
歳入の種類	指定した日	
<u>市県民税（普通徴収に限る。）</u>	<u>令和 4 年 7 月 1 日</u>	
<u>固定資産税及び都市計画税</u>	<u>令和 4 年 7 月 1 日</u>	

軽自動車税（種別割に限る。）	令和4年7月1日
保育料	令和4年7月1日
市営住宅家賃、春雨墓苑環境整備料等の公の施設の使用料及び宮前地下街店舗使用料、道路等占用料並びに瀬戸市財産条例（昭和39年瀬戸市条例第12号）第10条の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料	令和4年7月1日
し尿処理手数料、瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表に規定する手数料及び図書館資料複写手数料	令和4年7月1日
瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和42年瀬戸市規則第21号）第22条の規定による普通財産の貸付料及び貸付金の元利償還金	令和4年7月1日
にじの丘小中学校通学バス運行協力金	令和5年4月1日
介護保険料（普通徴収に限る。）	令和4年7月1日
後期高齢者医療保険料（普通徴収に限る。）	令和4年7月1日
	3 指定納付受託者を指定した日 令和4年7月1日